

# 鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第40号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県会計規則等の一部を改正する規則(42)(審査課)..... 2
	鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則(43)(＃)..... 5
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(44)(＃).....11
	鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(45)(＃).....12
	鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則(46)(＃).....13

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

1 次に掲げる規則について、「<sup>かい</sup>廢」とあるのを「出納機関」に改める等所要の改正を行うこととした。

- (1) 鳥取県会計規則
- (2) 鳥取県予算規則
- (3) 鳥取県収入証紙規則
- (4) 鳥取県物品事務取扱規則
- (5) 鳥取県債権管理事務取扱規則

2 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

1 鳥取県会計規則の一部改正

- (1) 契約保証金又は入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる場合を明記することとした。(第112条、第123条関係)
- (2) 落札者が契約を締結しなければならない期限を、落札の通知を受けた日から県の休日を除き7日以内(現行 県の休日を含み5日以内)とすることとした。(第132条関係)
- (3) 鳥取県消防学校、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立中部療育園及び鳥取県栽培漁業センターを新たに出納機関に指定することとした。(別表第1関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正

契約保証金又は入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる場合を明記することとした。(新第13条、第17条関係)

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成15年4月1日から施行すること。
- (2) 所要の経過措置を講ずること。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

- 1 証紙により収入した場合であって、過誤納金の還付を行う必要があるときは、出納機関の長は、当該過誤納金に係る証紙による収入の状況を本庁の課長（以下「課長」という。）へ随時報告することができることとした。（第7条関係）
- 2 証紙による収入額を取りまとめて課長が出納局長に送付する書類を公金振替依頼書（現行 収入調書）とすることとした。（第8条関係）
- 3 過誤納金の還付を行う必要がある場合は、課長は、当該過誤納金に係る証紙による収入額を取りまとめた証紙収入調書を公金振替依頼書に添えて、出納局長に随時送付することができることとした。（第8条関係）
- 4 証紙による収入の方法により徴収する歳入に鳥取県食肉衛生検査所条例に基づく鳥取県食肉衛生検査所における証明書の発行に係る手数料を加えることとした。（別表第1関係）
- 5 証紙による収入の方法により徴収する歳入から鳥取県手数料徴収条例に基づく保育士の登録等に係る手数料を除くこととした。（別表第1関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、5は、同年11月29日から施行することとした。

#### 鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

- 1 地方自治法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

- 1 審査課及び出納課に係る出納局長等の専決事項について、1件2,000万円以上の支出負担行為を出納局長の共通区分（現行 審査課の区分）の専決事項とする等の改正を行うこととした。（別表第3関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

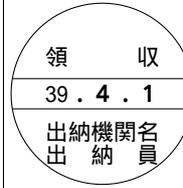
鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第42号

##### 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）	第2条第3号	<sup>かい</sup> 廨	出納機関
	第4条第1項	廨に	出納機関に
		廨の長（以下「廨長」という。）	出納機関の長
	第4条第2項	廨長	出納機関の長
	第4条第3項	廨	出納機関
	第5条第2項及び第4項	<sup>かい</sup> 廨	出納機関
	第5条の2第1項及び第2項	廨	出納機関
	第5条の2第3項	廨の	出納機関の
		廨長	出納機関の長
	第5条の2第4項	廨長	出納機関の長
	第8条	廨の	出納機関の
		廨長	出納機関の長
	第10条から第13条まで、第14条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条	廨長	出納機関の長
	第18条の2	<sup>かい</sup> 廨長	出納機関の長
	第18条の3及び第20条第1項	廨長	出納機関の長
	第21条第1項	廨	出納機関
	第22条第3項、第25条第1項及び第4項並びに第26条第1項及び第3項	廨長	出納機関の長
	第27条第1項第4号	<sup>かい</sup> 廨長	出納機関の長
	第27条第2項、第9項及び第10項、第33条第1項、第35条、第36条、第37条第1項及び第2項、第38条の2第1項及び第2項、第39条第1項、第40条第1項並びに第40条の2	廨長	出納機関の長
	第74条第1項	廨	出納機関
	第74条第2項	廨長	出納機関の長
		廨の	出納機関の
	第78条、第79条第1項、第80条、第81条第1項、第89条第1項及び第2項、第92条の2、第96条、第97条第1項、第97条の2第1項、第98条第1項並びに第99条第1項及び第2項	廨長	出納機関の長
	第108条第2項	廨	出納機関
	第110条	廨長	出納機関の長
	第138条第1項	廨の	出納機関の
廨長		出納機関の長	

	第149条の2の見出し	廨等	出納機関等
	第149条の2第1項	廨の	出納機関の
		廨長	出納機関の長
	第152条、第153条第2項及び第159条	廨	出納機関
	第160条第2項第2号	廨長	出納機関の長
	第172条第2項から第4項まで及び第173条	廨	出納機関
	第175条(見出しを含む。)	廨長	出納機関の長
	附則第2項	廨	出納機関
	別表第1の2(1)	廨	出納機関
	様式第1号	廨長	出納機関の長
	様式第4号	廨名	出納機関名
	様式第4号の備考5		
	様式第5号及び様式第7号	廨長	出納機関の長
		廨名	出納機関名
	様式第8号	廨名	出納機関名
	様式第9号	廨長	出納機関の長
		廨名	出納機関名
	様式第12号の3	廨長	出納機関の長
	様式第25号	課(廨)名	課(出納機関)名
	様式第26号	廨長	出納機関の長
	様式第27号	廨名	出納機関名
	様式第28号	廨長	出納機関の長
	様式第32号及び様式第33号	廨長	出納機関の長
		廨名	出納機関名
	様式第38号	課(廨)名	課(出納機関)名
	様式第39号	廨名	出納機関名
	様式第46号	貴廨	貴出納機関
		廨長	出納機関の長
		廨名	出納機関名
鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)	第2条第2号	廨	出納機関
		廨	出納機関
	第13条	廨	出納機関
	様式第2号	令達先かい	令達先出納機関
鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規	第5条	廨の長(以下「廨長」という。)	出納機関の長

則第17号)	第6条及び第7条第1項	廨長	出納機関の長
	様式第2号その1	廨名	出納機関名
		課長(廨長)印	課長(出納機関の長)印
様式第3号その1及びその2	廨長	出納機関の長	
鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)	第7条第1項及び第3項、第8条、第9条第2項、第10条、第11条第1項第2号ア、第30条第1項及び第4項、第32条第1項及び第2項、第34条第3項並びに第35条第2項	廨長	出納機関の長
	第37条	廨の	出納機関の
		廨長	出納機関の長
様式第1号及び様式第2号	廨長	出納機関の長	
鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)	第2条及び第3条	廨長	出納機関の長
	第4条	廨長	出納機関の長
	第6条及び第7条第1項	廨長	出納機関の長
	第8条第1項	廨	出納機関
	第9条第2項及び第3項、第10条第1項並びに第11条	廨長	出納機関の長
	第12条第1項から第3項まで及び第13条第1項	廨長	出納機関の長
	第13条第2項	廨長	出納機関の長
	第13条第3項	廨長	出納機関の長
	様式第1号の表面及び様式第3号	廨長	出納機関の長
	様式第4号	廨	出納機関
	様式第5号	課(廨)名	課(出納機関)名
	様式第6号	廨	出納機関

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第43号

鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の事務の取りまとめを行うものとして知事が指定したものをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 収納取扱店 収納代理金融機関の店舗をいう。</p> <p>(口座振替の方法による納付の方法)</p> <p>第18条の2 指定金融機関等（<u>収納代理金融機関のうち日本郵政公社を除く。</u>以下この条において同じ。）に預金口座を設けている納入者で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(自動払込みによる納付の方法)</p> <p>第18条の3 <u>収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。以下この条において同じ。）</u>に通常郵便貯金をしている納入者で、令第155条の2の規定による郵便振替（<u>継続して通常郵便貯金の一部を払込金に振り替える払込みによるものに限る。</u>）の方法（以下「自動払込みの方法」という。）によって歳入を納付しようとするものは、<u>当該収納代理金融機関に対する自動払込みの依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(指定金融機関等の収納)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関、<u>収納代理金融機関及び収納代理郵便官置</u>（以下「指定金融機関等」という。）の事務の取りまとめを行うものとして知事が指定したものをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 収納取扱店 <u>収納代理金融機関の店舗及び収納代理郵便官置</u>をいう。</p> <p>(口座振替の方法による納付の方法)</p> <p>第18条の2 指定金融機関等（<u>収納代理郵便官置を除く。</u>以下この条において同じ。）に預金口座を設けている納入者で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(自動払込みによる納付の方法)</p> <p>第18条の3 <u>収納代理郵便官置に通常郵便貯金をしている納入者で、令第155条の2の規定による郵便振替（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）</u>の方法（以下「自動払込みの方法」という。）によって歳入を納付しようとするものは、<u>当該収納代理郵便官置に対する自動払込みの依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(指定金融機関等の収納)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書（様式第10号）及び収納金集計票（様式第11号）に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの（以下「収納記録磁気テープ等」という。）を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4～10 略

（直払）

第52条 略

2 略

3 出納長は、官公署、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社その他これらに類するものから指定出納取扱店（知事が定めるものに限る。以下この項及び第61条において同じ。）を支払場所に指定した納入告知書等により支払の請求を受けたときは、当該指定出納取扱店をして納入告知書等による支払（以下「払込払」という。）をさせなければならない。

4及び5 略

（契約保証金）

第112条 令第167条の16の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。

2 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（1）契約の相手方が保険会社との間で鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（2）契約担当職員が契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関との間で工事履行保証契約を締結したとき。

（3）契約の相手方が国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体であるとき。

（4）予算決算及び会計令第72条第1項若しくは第95条第1項の規定により定められた資格を有する者又は令第167条の5第1項若しくは第167条の11第2項の規定により定められた資格（これらの規定により他の地方公共団体の長が定めた資格を含む。）を有する者（第123条第2項第2号において「参加資格者」という。）と契約を締結する場合において、そ

3 指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納代理郵便官置は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書（様式第10号）及び収納金集計票（様式第11号）に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの（以下「収納記録磁気テープ等」という。）を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4～10 略

（直払）

第52条 略

2 略

3 出納長は、官公署、日本電信電話株式会社その他これらに類するものから指定出納取扱店（知事が定めるものに限る。以下この項及び第61条において同じ。）を支払場所に指定した納入告知書等により支払の請求を受けたときは、当該指定出納取扱店をして納入告知書等による支払（以下「払込払」という。）をさせなければならない。

4及び5 略

（契約保証金）

第112条 令第167条の16の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。

2 契約担当職員は、知事が別に定める場合においては契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

の者が過去2年間に国又は地方公共団体と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (7) 指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円を超えない額であり、かつ、契約の相手方が契約の履行をしないおそれがないと認められるとき。
- (8) 不動産を取得する契約を締結するとき、委託契約を締結するとき、その他契約の性質上契約保証金を納付させることにより、契約の締結が不利又は困難になると認められるとき。

(一般競争入札の入札保証金)

第123条 令第167条の7の規定により納付させる入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とする。

2 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 参加資格者であって、過去2年間に国又は地方公共団体と落札後締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(落札の通知等)

第132条 落札者が決定したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の通知を受けた日から7日(鳥取県の休日<sup>を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。</sup>)以内に契約を締結しなければならない。

別表第1(第2条、第5条関係)

機 関	職
鳥取県消防学校	副 校 長
鳥取県東京事務所	副 所 長
略	
鳥取県立皆成学園	次 長

の者が過去2年間に国又は地方公共団体と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(一般競争入札の入札保証金)

第123条 令第167条の7の規定により納付させる入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とする。

2 契約担当職員は、知事が別に定める場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(落札の通知等)

第132条 落札者が決定したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。

別表第1(第2条、第5条関係)

機 関	職
鳥取県東京事務所	副 所 長
略	
鳥取県立皆成学園	次 長

鳥取県立皆生小児療育センター	事務長
鳥取県立鳥取療育園	次長
鳥取県立中部療育園	次長
略	
鳥取県溝口家畜保健衛生所	次長
略	
鳥取県水産試験場	総務課長
鳥取県栽培漁業センター	総務課長
略	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	事務長
略	
鳥取県立米子工業高等学校	事務長
略	

鳥取県立積善学園	次長
鳥取県立皆生小児療育センター	事務長
略	
鳥取県溝口家畜保健衛生所	次長
鳥取県大山農地開発局	次長
略	
鳥取県水産試験場	総務課長
略	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	事務長
鳥取県立鳥取西工業高等学校	事務長
鳥取県立鳥取農業高等学校	事務長
略	
鳥取県立米子工業高等学校	事務長
鳥取県立淀江産業技術高等学校	事務長
略	

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区 分	委 任 事 務
部	
県民室	略
管財課	略
市町村振興課	略
警察本部警察県民課	略
出納機関	略
出納機関に指定しない機関	
常時資金前渡を受けた機関	略
公文書館	略

2 略

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区 分	委 任 事 務
部	
県民室	略
管財課	略
市町村振興課	略
警察本部警務課	略
出納機関	略
出納機関に指定しない機関	
常時資金前渡を受けた機関	略
公文書館	略

2 略

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第10号中「・鳥取県収納代理郵便官署」を削る。

様式第45号中 「貯金局 扱い月日」 を 「貯金事務センター センター 扱い月日」 に改める。

(鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第3条 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合は、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入札説明書の記載事項） 第12条 略</p> <p>（入札保証金の納付の免除） 第13条 知事は、特定調達契約につき、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>施行令第167条の7（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</u></p> <p>（1）<u>保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</u></p> <p>（2）<u>一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者であって、過去2年間に国又は地方公共団体と落札後締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>（落札者決定の通知等） 第14条 略</p> <p>（落札者等の公示） 第15条 略</p> <p>（記録の作成及び保管） 第16条 略</p> <p>（契約保証金の納付の免除） 第17条 知事は、特定調達契約につき、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>施行令第167条の16の規定による契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</u></p> <p>（1）<u>契約の相手方が保険会社との間で鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</u></p> <p>（2）<u>知事が契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関との間で工事履行保証契約を締結したとき。</u></p> <p>（3）<u>一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と当該締結す</u></p>	<p>（入札説明書の記載事項） 第12条 略</p> <p>（落札者決定の通知等） 第13条 略</p> <p>（落札者等の公示） 第14条 略</p> <p>（記録の作成及び保管） 第15条 略</p>

る契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の鳥取県会計規則第132条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に同条第 1 項の通知を受けた落札者について適用し、同日前に当該通知を受けた落札者については、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第44号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(収入状況の報告)</p> <p>第 7 条 出納機関の長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入の状況を、証紙収入状況報告書（様式第 3 号）により、当該四半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る事務を所管する課長に報告しなければならない。<u>ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、</u> <u>随時行うことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(歳入への受入れの手続)</p> <p>第 8 条 課長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入額を取りまとめ、別に定める様式による公金振替依頼書を作成し、これに証紙収入調書（様式第 4 号）を添えて、当該四半期の末月の翌月の20日までに出納局長に送付しなければならない。<u>ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場</u></p>	<p>(収入状況の報告)</p> <p>第 7 条 出納機関の長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入の状況を、証紙収入状況報告書（様式第 3 号）により、当該四半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る事務を所管する課長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(歳入への受入れの手続)</p> <p>第 8 条 課長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入額を取りまとめ、証紙収入調書（様式第 4 号）を作成し、これを収入調書に添えて、当該四半期の末月の翌月の20日までに出納局長に送付しなければならない。</p>

合における当該過誤納金に係る証紙による収入に係る  
公金振替依頼書及び証紙収入調書の送付は、随時行う  
ことができる。

2 略

3 出納局長は、公金振替依頼書の送付を受けたときは、  
当該公金振替依頼書に基づき支出仕訳書を作成し、収  
入証紙特別会計から当該歳入金の属する科目に振替え  
の手続をしなければならない。

別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)

1 使用料及び手数料

(1)~(8) 略

(9) 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第  
43号)第8条の規定に基づく手数料

(10)~(13) 略

(14) 鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例  
第16号)第3条の規定に基づく手数料

(15) 略

(16) 鳥取県理容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第  
18号)第5条の規定に基づく手数料

(17) 鳥取県美容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第  
19号)第5条の規定に基づく手数料

(18)~(26) 略

(27) 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37  
号)第2条第1項の規定に基づく手数料(同項第15号  
の2から第15号の4まで及び第223号から第225号まで  
に規定する手数料を除く。)

(28) 略

2 略

2 略

3 出納局長は、収入調書の送付を受けたときは、当該  
収入調書に基づき支出仕訳書を作成し、収入証紙特別  
会計から当該歳入金の属する科目に振替えの手続を  
しなければならない。

別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)

1 使用料及び手数料

(1)~(8) 略

(9) 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第  
43号)第11条の規定に基づく手数料

(10)~(13) 略

(14) 鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例  
第16号)第3条の規定に基づく手数料(同条例別表4  
の項に規定する手数料を除く。)

(15) 略

(16) 鳥取県理容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第  
18号)第4条の規定に基づく手数料

(17) 鳥取県美容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第  
19号)第4条の規定に基づく手数料

(18)~(26) 略

(27) 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37  
号)第2条第1項の規定に基づく手数料(同項第223  
号から第225号までに規定する手数料を除く。)

(28) 略

2 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項第27号の改正は、同年11月29日から施行する。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第45号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則(昭和49年鳥取県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>審査課</p> <p>(1) 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)の検査に関すること。</p> <p>カ及びキ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>出納課 略</p>	<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>審査課</p> <p>(1) 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 指定金融機関、指定代理金融機関、<u>収納代理金融機関及び収納代理郵便官置</u>(以下「指定金融機関等」という。)の検査に関すること。</p> <p>カ及びキ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>出納課 略</p>

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第46号

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局事務決裁規則(昭和49年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1</p> <p>出納長の決裁事項</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の会計検査の実施</p>	<p>別表第1</p> <p>出納長の決裁事項</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 指定金融機関、指定代理金融機関、<u>収納代理金融機関及び収納代理郵便官置</u>の会計検査の実施</p>



		<p>法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に係る雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険の事業に要する費用に充てるための保険料(以下「雇用保険料」という。)及び物品に係るものを除く。)の調定(1件50万円未満の事後調定を除く。)</p> <p>(5)~(14) 略</p>			<p>50万円未満の事後調定を除く。)</p> <p>(5)~(14) 略</p>
出納課	1~3 略	<p>1 略</p> <p>2 知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 1件2,000万円未満の支出負担行為(物品(知事が別に定めるものを除く。)に係るものに限る。)</p> <p>(2) 1件1,000万円以上の支出命令(給料等(知事が別に定めるものを除く。)及び用品に係るものに限る。)</p> <p>(3) 1件500万円未満の歳入金(再任用職員に係る雇用保険料及び物品に係るものに限る。)の調定(1件50万</p>	出納課	1~3 略	<p>1 略</p> <p>2 知事の権限に属する給料等(知事が別に定めるものを除く。)の支出命令</p> <p>3 知事の権限に属する事務のうち歳入歳出外現金の出納の通知(所得税及び住民税並びに社会保険料に係るものに限る。)</p>

		<p>円未満の事後調定を除く。)</p> <p>(4) 歳入歳出外現金の出納の通知(所得税及び住民税並びに社会保険料に係るものに限る。)</p> <p>3 略</p> <p>4 用品の交付単価の決定</p>
--	--	---

備考 略

		<p>4 略</p> <p>5 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)第1条第1項に定める用品の交付単価の決定</p>
--	--	---

備考 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。